

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 概要

現 行	改 正 案
(1) 納期限の翌日から納付があった日までの期間 年14.6% (2) 納期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間 年7.3% (ただし、特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合は、<u>特例基準割合</u>) ※ 特例基準割合 <u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合</u>	延滞金の利率を次のように引き下げる。 (1) 納期限の翌日から納付があった日までの期間 年14.6% <u>(ただし、特例基準割合(※)が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)</u> (2) 納期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間 年7.3% (ただし、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、<u>特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%）</u>) ※ 特例基準割合 <u>当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合</u>

2 施行期日

平成26年1月1日

3 平成26年における実際の利率

14.6% → 9.3%

(納期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間 : 4.3% → 3.0%)

(注) 財務大臣が告示する率(貸出約定平均金利)が1.0%の場合